

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」  
に対する代表質問

2018年6月1日

立憲民主党・民友会 小西洋之

立憲民主党・民友会の小西洋之です。会派を代表して質問します。

去る5月30日の枝野代表との党首討論で、安倍総理は、昨年2月17日の福島のおゆき議員に対する「私や妻が関係したということになれば、私は間違いなく総理大臣も国会議員もやめる」との答弁について、その当時から、籠池氏側から政治家への贈収賄の関係に限定していたのだと強弁をしています。

しかし、これは、一国の総理にあるまじき、卑怯極まりない、詭弁そのものであります。

2月17日の質疑では、福島議員は、昭恵夫人が名誉校長になっていることについて「この事実、総理は御存じでしょうか」と質問し、更に、安倍晋三記念小学校の名を利用した寄付金集めについて「こうした名目でお金を集めているということを総理は御存じでしたでしょうか」と質問したのに対して、安倍総理は、それぞれ、「一切かかわっていない、もしかかかわっていたのであるなら、やめる」、「一切関係もない、関係したということになれば、辞職する」と繰り返し答弁しているのであります。

ようするに、名誉校長昭恵夫人、安倍晋三記念小学校という関係性の事実を「御存じでしょうか」と尋ねた福島議員に対し、安倍総理は「自分達は、この認可や払い下げには、一切かかわっていない、関係もない」と言い張っていただけなのであり、その文脈上も文理上も、贈収賄をしていないとの主張は全く入り込む余地はないのであります。

菅長官に伺います。2月17日の福島議員の会議録の中で、安倍総理が主張するように、これが「贈収賄の関係に限定されている」と論理的に読み取ることができる安倍総理の答弁箇所、あるいは、福島議員の質問箇所は存在するのでしょうか。もし、存在すると考えるのであればその会議録の箇所を読み上げて頂くことを求めます。

さて、本TPPの審議の大前提として、立法府の存立を懸け追及すべきことは、安倍内閣は、国会の条約承認権を踏みにじり、そもそも、条約提出を行う資格すらない、という事実であります。

安倍内閣が強行した集団的自衛権行使の解釈変更は、昭和 47 年政府見解という決裁文書の「外国の武力攻撃」という文言を恣意的に読み替え、9 条解釈の「基本的な論理」なるものを捏造した法論理ですらない不正行為であり、これは、決裁文書の解釈改ざんによる史上空前の憲法破壊であります。

一方、この暴挙は、同時に、日米安保条約第 3 条に違反する暴挙なのであります。

実は、安保条約 3 条には、日本は米国のため違憲である集団的自衛権を行使しなくてよいと主権国家同士の国際約束が明記されているのです。すなわち、米国が上院決議により全ての同盟国と締結している共通条項が、日米安保 3 条だけは特別の文言変更がなされているのです。このことは安保改定当時の政府答弁において「集団的の能力」という文言を「それぞれの能力」と変更し、「憲法上の規定に従うことを条件として」との文言を付け加えるなど、日本による集団的自衛権行使を法的に免責した条文として作り込まれたことが明確に説明されているのです。

その証拠に、外務省 HP の逐条解説では『集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするため』と記載されておりました。しかし、解釈変更以降に外務省は HP の記述を改ざんし、「集団的自衛権の行使を禁じている」という文言を削除しているのです。

河野大臣に伺います。条約は法的効力において法律に優位します。解釈変更と安保法制は、限定的なるものを含めあらゆる集団的自衛権行使は違憲であるとの 9 条解釈に基づき、そのことを徹底的に明文化した安保条約 3 条に違反する無効の暴挙であるとの認識はありますか。国会承認した条約を勝手に読み替え、条約違反の閣議決定や法案提出を行い、戦争行為を行えるようにした内閣なら、本協定を勝手に読み替えることなど平気で行うのではないのでしょうか。

なお、「あったはずのものを無かったと言い張る」この間の一連の不正と異なり、解釈変更は「絶対に無いものをあると言い張っている」不正であり、安倍総理のみが立証責任を負い、そして、その主張が虚偽であることは誰でも証明可能、理解可能であります。従って、河野大臣が一政治家としての良心に基づく限り、「47 年見解の中に集団的自衛権行使を許容する法理が存在する」という安倍総理の主張は到底容認できないはずですが、大臣の見解を伺います。

さて、この憲法、法の支配、立憲主義の破壊を契機として、森友・加計学園問題、自衛隊の日報隠ぺい等々、安倍内閣による国民主権、議会制民主主義の破壊が繰り広げられることとなりました。これら、ま

さに「安倍レジーム」というべき惨状も本協定に深刻な問題を投げかけています。すなわち、本協定には「透明性及び腐敗行為の防止」と銘打った第26章が置かれ、その中では、なんと、締約国に対して「虚偽の文書を使用すること」、「書類を故意に廃棄すること」などが禁止されているのであります。

河野大臣に伺います。TPP11の中で、近年において、国会から提出要求された文書を改ざんし国会と国民を欺いた政府があるでしょうか。また、国会で追及を受けた文書を故意に廃棄したような政府があるでしょうか。

更にその上で、安倍内閣の下の公務員が、憲法98条に定める条約遵守義務に従い、虚偽文書の使用、文書廃棄などを二度と絶対にしないと何故に断言できるのでしょうか。条約担当大臣として誠実にお答え下さい。

また、第26章の第8条には「締約国は…腐敗行為と戦うため、自国の公務員について、特に誠実性、廉直性及び責任感を高めるようにすべきである」という、安倍総理や麻生大臣らの言動を踏まえた時、当惑と絶望を禁じ得ないような規定があります。菅長官に伺います。廉直性とは「心が清らかで私欲がなく、正直なこと」という意味ですが、公務員たる閣僚らにこうした倫理・道徳規範まで求められるのであれば、安倍内閣はTPP加盟のため総辞職以外に道はない、のではないのでしょうか。

また、安倍総理は「膿を出し切る決意」を繰り返し述べていますが、私がかつて勤めていた霞ヶ関には、国会を欺く「捏造、改ざん、隠ぺい、破棄、詭弁、虚偽答弁」といった恐るべき膿は一切ありませんでした。安倍総理のいう「膿」はいつから溜まっていたのでしょうか。まさに、戦後、第二次安倍内閣以降に初めて、これらの「不正の膿」が生まれ、「安倍レジーム」が増殖されているのではないですか。そうだとすると、これら行政を腐敗させる元凶は一体誰なののでしょうか。まさに、最高権力者の安倍総理そのものが各方面からの指摘にあるように「不正の膿の生みの親」であり、「安倍レジームからの脱却」こそが、日本政治・日本社会の最大の課題なのではないのでしょうか。菅長官の見解を求めます。

さて、他の条項についても、大きな懸念を禁じ得ず、以下、質問します。

牛肉のセーフガード発動基準や乳製品の関税割当て枠について、政府は凍結の主張を行っていません。しかし、米国の参加を前提に設けられたこれらの数量は当然、削減すべきではないのでしょうか。

さらに、政府は、これらの基準数量の見直しについて、各国に文書による確認をしていません。口約束だけであるのは、意図的な国益放棄ではないでしょうか。

また、トランプ政権は、投資紛争について、ISDSではなく国内法廷を使う意向との指摘があり、EUは「ISDSは死んだ」とまで主張しています。アメリカに追従しISDSを必要不可欠と言い続けた我が国は、北朝鮮問題と同様、はしごを外されているではありませんか。

加えて、こうした安倍外交の十八番になりつつあるはしご外しの危険を踏まえると、アメリカ第一主義の下に日米FTAを強要された際には、TPP協定が「自由化の上限」どころか、アメリカの要求の「最低ライン」になるおそれはないのでしょうか。

最後に、政府は農林水産業への打撃などの懸念に対し「総合的なTPP等関連政策大綱を策定し、万全の対策を講じている」と繰り返し豪語しています。

しかし、この大綱はわずか17ページ、農業などへの悪影響の数値評価は全くなく、輸出促進・産業力強化は既存の政策を束ね合わせたものが殆どで、新規施策は数えるほどしかありません。各政策分野の数値目標も他の成長戦略などの引き写しであり、政策実現の工程表などのPDCAサイクルも全く措置されていません。

これのどこが「攻めるべきは攻め、守るべきは守り、国民の不安を払拭するもの」なのでしょう。「攻めることも守ることもできず、国民と国益を犠牲にした無能で無責任な失政」というべきものではないのでしょうか。茂木大臣より、明確な答弁を求めます。

以上、ご静聴有り難うございました。

以上